

総合科学技術会議
第 9 回生命倫理専門調査会議事概要（案）

- 1 . 日時 平成 13 年 11 月 6 日（火） 13 : 30 ~ 16 : 30
- 2 . 場所 三田共用会議所 大会議室
- 3 . 出席者
（委員）井村裕夫会長 石井紫郎議員 桑原洋議員 白川英樹議員
黒田玲子議員
石井美智子委員 位田隆一委員 勝木元也委員
高久史麿委員 西川伸一委員 藤本征一郎委員 町野朔委員
南砂委員 鷲田清一委員
（事務局）大熊統括官、有本審議官 梅田参事官 他
- 4 . 議題
 - (1) 諮問第 4 号「特定胚の取扱いに関する指針について」に対する答申（案）について
 - (2) ヒト受精胚の取扱いの在り方について
 - (3) その他
- 5 . 配付資料
 - 資料 1 総合科学技術会議 第 8 回生命倫理専門調査会議事概要（案）
 - 資料 2 - 1 諮問第 4 号「特定胚の取扱いに関する指針について」に対する答申（案）
 - 資料 2 - 2 特定胚の取扱いに関する指針（案）（見え消し版）
 - 資料 3 ヒト胚等の取扱い方について（石井美智子委員 説明資料）
- 6 . 議事録概要

（井村会長）それでは、定刻になりましたので、ただ今から第 9 回生命倫理専門調査会を開催します。お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。まず最初に資料の確認を事務局からお願いします。

（事務局より資料の説明）

（井村会長）まず前回の議事概要ですが、これについては、既に先生方のコメントを踏まえて事務局でまとめ、案としてお手元に配布しています。特段のコ

メントがなければ確定したいと思いますが、いかがでしょうか。それではそのようにさせていただきます。

本日の議題は2つありまして、一つは特定胚の取扱いに関する指針案について、できれば本日最終的なまとめをしたいと思います。まず事務局から、答申案について説明をしていただいて、位田座長から追加のコメントをしていただきたいと思います。それでは梅田参事官からお願いします。

(事務局より資料2 - 1を説明)

(位田座長) 特定胚に関するプロジェクトチームの議論の結果は、答申案という形でお読みいただきましたが、その中のポイントについてだけ述べさせていただきますと思います。この指針案に対する答申案を作ることに関しては、特定胚プロジェクトチームで、8月27日、9月7日、9月26日、10月15日、10月31日の5回にわたって、それぞれかなり長時間にわたって詰めた議論を行いました。10月31日の第5回プロジェクトの会合で、答申案のポイントを議論しまして、そこで述べられた結論を事務局で文章にさせていただいたものが、お手元に配られている答申案です。この答申案の文章を作成するに当たりましては、プロジェクトチームの先生方それぞれのご意見を盛り込めるご意見は盛り込んであります。

この特定胚の取扱いに関する答申案のポイントとしては、まず基本的立場として、人クローン個体若しくはそれに類する個体を作る可能性があるので、クローン技術規制法に挙げられた9種類の特定胚それぞれについて、もう一度その作成を認めていいかどうかという議論を時間をかけて行いました。その際に前提になったのは、ヒト胚の取扱い及びその研究の在り方についてでして、この結論が出なければ、現時点でそれぞれの特定胚の研究の可否について確定的な結論を出すことは難しいというのが基本的な認識でした。従って、9種類ある特定胚のそれぞれについてどのような研究上の有用性があり、どういう倫理上の問題が有り得るかということをもう一度議論をし直しました。答申案の「はじめに」のところにその経過が書かれています。2ページ目の「総論」のところの特定胚の作成、使用等の考え方について、特定胚の作成は、クローン技術規制法に書かれているように、人クローン個体や交雑個体等の生成をもたらすおそれがあり、またヒト胚の操作や研究のためにヒト胚を新たに作成することと同様の行為と捉えることができることから、倫理上の問題がある。他方で再生医療やその他の医学上の有用性があるので、倫理上の問題と有用性を考え合わせて、それぞれの特定胚の作成・使用について結論を出すべきであるということでした。

我が国ではヒト胚の研究利用全体に関する倫理的な考え方の基本がまだできあがっていない。確かにES細胞や人クローンについては議論をある程度しましたが、ヒト胚の研究利用全般についての議論が尽くされていないので、ヒトの胚若しくはヒトの胚に類似する胚が作り出される可能性が考えられる場合には、当面、研究を認めないこととし、そうでない胚については、有用性があれば作成を認めるというのが基本的な立場です。従って、2ページ目の総論の真ん中辺に書いてありますが、動物性集合胚は基本的に動物胚であると考えられ、かつ移植用の臓器の作成の研究にとって極めて重要な有用性があるという判断から、動物性集合胚については作成を認めるということです。その他の特定胚については、ヒト胚若しくはヒト胚に類する胚ができるということから、若しくは有用性が当面考えられないということから、ヒト胚についての扱い方について生命倫理専門調査会で今後検討を続けるとし、有用性のないものについては現時点では認める必要がないという結論を出しました。

従って、動物性集合胚の作成のみを認めることになりましたので、具体的な指針案の内容については、特に手続き的な部分については、4ページ以降の指針案の運用に関する意見というところに出てきます。まず第一に動物性集合胚の研究は、ヒトの細胞に由来する人の臓器の作成に関する研究に限定をすることで、その範囲内で認めるということです。また、動物性集合胚の研究であっても、ヒト受精胚やヒト未受精卵を使うものについては倫理的な問題も大きいことから、これは当面行わないことを明らかにするべきだという結論です。ES細胞は基本的には胚ではなくて細胞という扱いですが、その多能性若しくは全能性から、個別審査において慎重に判断をするという結論を出しました。

動物性集合胚を扱う場合に、いつまで扱えるかという期限の限定を付けました。これは動物性の胚の場合には、ヒトの胚と発生の経緯が違いますので、基本的には、それぞれ扱われる胚の元になる動物の発生の過程に合わせて、基本的に原始線条が現れるまでの期間、若しくは最大限ヒト胚の14日ということに合わせて、14日以内という2つの期間を設定しまして、その短い方を扱う期間とすることにしました。

さらに特定胚指針を運用するに当たって、特定胚の作成に用いるヒトの体細胞としましては、原則として提供者からのインフォームド・コンセントを得ることを挙げています。逆に言えば、インフォームド・コンセントの得られないヒトの体細胞は、原則として用いないということです。ただし、既存の細胞バンク等から得られる細胞株等の細胞を用いる場合には、この指針案に定められた審査手続きを経ているかどうかということ等を個別に審査を経て、その点が認められれば構わないということとし、他方、死体からの細胞を使用する場合

には、生前に提供の同意がある場合のみ認めることとしました。死亡胎児に関しては、死亡胎児の取扱いについてまだ倫理的な観点から我が国では考えが固まっていない状況に鑑みて、死亡胎児の細胞は特定胚の作成には使用しないということです。

もう一点重要なのは、特定胚の作成については、倫理審査で承認された場合のみ特定胚の研究を認めるという立場です。その倫理審査の詳細な点に関しては、クローン技術規制法にその種の規定がないことから指針の中にそれを細かく盛り込むことはできませんが、具体的に指針を運用し、特定胚の研究を行う場合には、各研究機関内に倫理審査委員会を置いて、そこで特定胚の作成及び取扱いについての審査を行うことを原則にして欲しいという結論を出しました。そのために、別途の通知文章等を作成して、細則ないしは解説の形で、インフォームド・コンセントの手続きに関連する詳細な事項及び機関内の倫理審査委員会などの倫理審査手続きに関する詳細な事項を作成することが必要だということです。以上が、少し長くなりましたが、ポイントを整理しました。

(井村会長) ありがとうございます。文部科学省の原案より、少し厳しくなりまして、ヒト胚核移植胚とヒト性融合胚は今回は認めない。動物性集合胚のみを一定の条件の下に認めるというのが、この答申案の骨子です。そういったこと、あるいは答申案全体について、ご意見がありましたらお伺いいたします。

(高久委員) この文章全体に、やたら「おそれがある」という言葉が出ています。「可能性がある」というのなら良いのですが、「おそれがある」と何か悪いことをしようとしているのではないかという印象を私は持ちました。人クローン胚のところで、後の方の受精胚の取扱いに関する議論を待って判断するという事がありますが、その前に法律で禁止していることに一番近いからモラトリアムというのは、理論的に矛盾している。もう一つ、3ページの一番下に、「厳格な個別審査」と書いてありますが、審査は審査であって、厳格である厳格でないとは区別するのはおかしいと思います。

(井村会長) 文章の点は細かく見てみて、確かにそういう感じがしました。2番目のポイントは私もこれを読んで感じたところですし、やってはいけないことはきちんと法律で縛ったわけですから、それに近いからやってはいけないというのは理論としてはおかしいと思います。少し書き方を変えないといけないと思います。

(位田委員) 「おそれ」というのは、恐怖という意味と可能性という意味と2つ

あって、この「おそれ」は可能性があるという意味ですので、「おそれ」という言葉を「可能性」という言葉に換えれば良いと思います。人クローン胚については、おそれが、可能性が最も高いということです。3ページ目の(2)の有用性は一番高い、他方でしかし人クローン個体の生成につながる可能性が最も高いという、事実確認をしているということです。「。」で一旦文章が切れていますので、人クローン個体の生成につながる可能性が最も高いから、今回禁止をするという文章にはなっていません。いずれにしても、人クローン胚の有用性が最も高いということも認識していますので、今回のヒト受精胚の取扱いに関する専門調査会での議論を進めていただいて、かつ、「ヒト受精胚の人の生命の萌芽としての取扱いの在り方」については2年後の平成15年の秋頃に結論を出すことを目途に検討を行っているところであり、その議論の中でヒト胚全体について、国民の意見も十分聴取しつつ今後精力的に検討を行っていく。その検討を踏まえながら、人クローン胚など特に有用性が高いと考えられるものについては、できるだけ早い時期に方向性を出せるよう配慮するということですので、議論を行っていく上で完全にヒト胚全体についての結論が出るのを必ず待つのではなくて、もし、それまでに何らかの方向性が出てくるのであれば、認められること若しくは認められないことも考えられますが、方向性を出せるように配慮をするということです。それが、「いずれにしても、ヒト胚の作成に当たることから、今後の議論を待って判断すべきだと考える」という趣旨です。3つ目の「厳格な」というのはおっしゃる通りで、私も「厳格な」を削ったら良いと思います。

(井村会長)一番はじめにクローン研究小委員会で議論をしていただいた時には、法律を作るかどうかははっきりしませんでしたから、その時点で核移植によるヒト胚の作成はやらない方がいいという意見があったわけです。その後、法律が決まって、しかも議員の間からいろいろな意見が出て、極めて厳罰、普通の法律家の常識では考えられないほどの厳罰になりましたので、情勢は変わってきているということがあるわけです。位田委員が言われたことは、事実としては確かにその通りだと思いますが、その間状況の変化もありますので、少し書き方を変えなければいけないと思います。

(石井(紫)議員)人クローン胚の文章ですが、「法律で禁止している人クローン個体の生成に悪用されるおそれが高いことをわきまえておく必要がある」というくらいだと無難なのかと思います。禁止されている前提の下では、「繋がる」というよりは「悪用される」という表現で、それが「高い」というのは、そういうことを考慮の中に入れておくべきであろうという趣旨で、修正案を考えて

頂きたいと思います。

細かいことですが、4ページの最初の段落の一番最後の行に「指針を修正すべきである」と、これは「指針案を修正」です。後の方の5ページでは、ちゃんと「指針案を修正すべき」となっています。もう一つは、3ページののところですが、「研究によっては他の代替手段もあり」というのは、勝木先生がいろいろ言われたことを踏まえて書かれているのだと思いますが、もう少し修文の必要があると思います。

(井村会長) これは、どういう意味ですか。今後の研究によっては他の代替手段が利用できる可能性があるという意味ですか。

(勝木委員) 私が申し上げたのは、細胞レベルの研究で十分にこれを使わなくても研究できる要素がたくさんあるという意味だったのです。今ここで胚を使って研究するのと同様以上のことが、細胞を使って行われ得るという現状を申し上げたと思います。

(井村会長) 石井議員の言われた最初の点は、先ほどから議論になっているところですが、何かご意見があれば伺いたいと思います。

(勝木委員) 石井先生は言葉としてと言われましたが、ここの部分のニュアンスは非常に広いものがあるって、本来ならばそういうことは指針に書くべきでないと思います。「可能性」というのは割と狭い範囲でやめるという書きの方が指針にはなじむのかも知れませんが、ここで議論したことは、石井先生が言われたように少し広めのふんわりした表現の方が意図を表しているのではないかと思いますので、先ほどの先生の意見に賛成いたします。

(位田委員) 石井先生の言われたように、悪用されるということを念頭におきながら、しかしそこは言わないで、事実として人クローンを作るのに一番近いというところで文章を止めていると思います。「悪用」と言ってしまうと、科学者をあまり信用していないという感じがでてきてしまいますので、また難しいという気がします。事実として人クローン胚というのは他の特定胚と比べて、法律で禁止している人クローン個体を作るまさにその過程にあるということなので、それを「おそれる」という言い方をしたのですが、そこは少し事務局の方が言葉遣いについてはよくご存じですので、考えていただきたいと思います。

(白川議員) 言葉の問題ですが、3ページ目に「ヒトの種としてのアイデンテ

ィティー」と「アイデンティティー」というカタカナ言葉を使っています。ここはどうしても「アイデンティティー」を使わなければいけないのかどうか。これはやはり日本語で、表現できると思います。それから5ページ目の「ケースに応じて」も、わざわざ「ケース」を使う必要はないと思います。

(事務局) 実は、私どもも一番悩んでいまして、「ヒトの種としてのアイデンティティー」という言葉も、実はヒト胚の基本的考え方の中に出てくる言葉でして、今朝から事務局の方でこれを考えていまして、法律の条文の中では第1条のなかで、「人と動物のいずれであるか明らかでない個体(交雑個体)を作りだし、又はこれらの個体に類する個体の人為による生成をもたらすおそれがあり」のところなのです。私どもとしましても、お教えいただきたいところです。後者の「ケース」につきましては仰せの通りです。

(井村会長) これは種としてのアイデンティティーが侵されるのですか、それとも個人としてのアイデンティティーですか。

(事務局) 種としてだと考えています。人と動物とどんな新しい種の生物を作り出すか分からない。それも人為的ということなのです。

(白川議員) ホモ・サピエンスということですか。

(事務局) ホモ・サピエンスとしてのその唯一性、独自性と言いますか。

(井村会長) ヒト性集合胚とヒト性交雑胚と、両方に使っていますね。ヒト性集合胚の方は、ヒトの細胞とヒトの細胞を融合させるのでしょうか。交雑胚の方は、これは明らかにアイデンティティーを侵すというのが分かります。

(位田委員) ヒト性集合胚もヒト動物交雑胚もいずれもヒトの胚と動物の胚を融合します。

(井村会長) ヒト性融合胚もですか。

(位田委員) ヒト性融合胚もそうです。

(事務局) どちらも動物と人間と、ヒト性融合胚は動物の卵に人の体細胞の核を入れるわけですから。

(位田委員) 資料2 - 2の10ページを見ていただくと分かります。9つの特定胚の説明があります。われわれも議論していきまして、いつもこの図を見ながらやっています。

(事務局) ヒト性融合胚も動物の卵に人の体細胞核を入れますので、核の遺伝子は人の遺伝子を持っていますが、ミトコンドリアの部分の遺伝子は動物の遺伝子になります。

(位田委員) そういう理由で、法律で禁止される種類の胚がここに4つ挙がっていると思います。そうでなければ、指針で禁止される可能性があるということです。

言葉使いとしては、アイデンティティーはいろいろな訳し方があります。同一性、唯一性、他異性いろいろありますが、どれをとっても実は完全にはアイデンティティーと概念的に同じというのは難しいので、仕方なく片仮名でアイデンティティーと使っていますので、ここで例えば同一性あるいは唯一性という言葉でよいと言われるのであれば、これはアイデンティティーだという了解の下で使っていただくか、若しくは括弧してアイデンティティーと書くか、私もあまり片仮名が入るのは好きではありませんが、なかなかきちんと概念的に言い表す言葉がないものですから。

(町野委員) 言葉の問題はあまりこだわる必要はないと思っています。法律の文章をそのまま使えば済むものですから。若干アイデンティティーという言葉について釈明させていただきますと、そういう言葉が一番最初に出てきたのは、クローン小委員会の下のワーキンググループで私がやっていたわけですが、その時、キメラ、ハイブリッド個体の産生をどうして処罰できるのかという時に、人の尊厳という言葉を使えないことがあるわけです。頭からここまで動物で、ここから下だけが人というものに、人の尊厳と言えるのかという問題があるということです。そういうことから議論が、動物か人が明らかでないような個体を作り出すのは良くないということから、この法律は出てきたわけですが、それがそのまま表現されているのが第1条の条文なのです。従って、アイデンティティーという言葉は確かにいろいろ一人歩きして問題がありますので、こういう現実的に使っていただければ結構だと思います。

(井村会長) 先ほどの人クローン個体の生成に繋がるおそれが最も高いということについて、ご意見はありますか。

(町野委員)もし、 のところだけそれを使うのであるとするならば、法律で同様に禁止されている、 も同じですから、同等の禁止がかかるというのが基本的な筋だろうと思いますが、 だけこれを書いてあるというのは、クローン技術規制法という言葉に引きずられたものとしか考えられないので、法律的にはおかしいと思います。もう一つは、「個体になるおそれがあるから、だから」という議論ですが、クローン技術規制法というのは基本的にその考え方でできているのは確かなのです。そうであるにもかかわらず、ある段階でこれを解除したわけです。それを再び持っていくというのはどうも奇異な感じがするのを私は否めない。法を作ったときには、多くの国ではクローンにしるキメラにしるハイブリッドにしる、全て胚の段階で禁止だという考え方だったわけです。それをわざわざ個体の産生に繋がるおそれのある行為以外のところは、解除しようとしたわけです。解除しようとした結果から、それが再び個体になる可能性があるから認めないというのは、何のために議論してきたのか分かりません。考え方が変わってきたのなら仕方がないのかと思います。

(勝木委員)石井紫郎先生が指摘された点ですが、確かに研究者を信用していないというのは、そもそもこれを作ったときからあるのです。しかも罰則で縛ろうというのは、まさにそういうことだったのです。それは世論調査をしても信じられないから、大多数の人は法律で縛るべきだという前提で議論が始まっているのだと思います。そこもヒト個体にするというところから始まっていて、ヒト胚を解除したとは私は考えられない。そう言う意味で悪用されるおそれがあるというのは非常に本質をついていると思いますし、この際研究者を法律を作ってまで守らせようとする、ずいぶん馬鹿にされた話ですが、そのように書き込むのは私は良いのではないかと思います。

(井村会長)しかし、試験管の中でやる実験が悪用されるというのは、文章としてどうですか。個体を作るところは明らかに禁止しているわけですから、その前の段階をやること自身は必ずしも悪用とは言えないわけで、言葉として難しいです。

(石井(美)委員)個体の生成に悪用されるのではないですか。

(石井(紫)議員)法律で禁止されていることを、密かにやってしまう。これはやった人は後で罰せられるでしょうが、生まれてしまった人はどうするのかという問題があるのです。

(井村会長) 法律に違反している人は、ここで禁止しても、生き続けるわけですから。

(石井(紫)議員) 生成に繋がるおそれがあるから。おそれがあるということは、念頭においておかなければならない。それを第3条に書いてある全部で4つについて、町野先生の言われるように4つとも同じ扱いをする必要があるのなら、私も賛成します。

(井村会長) 個体の作成に繋がるのは、ほとんど全て繋がるのではないですか。

(位田委員) 法律で禁止しているのは、人クローン個体の生成だけでなく、4種類の胚全て禁止しています。

(石井(紫)議員) なぜ人クローン胚だけ取り出したのかということが確かにあるのです。

(井村会長) 書くのでしたら、書いた方がいいですね。あるいは(1)のはじめのところに書いても良い。4つの名前を挙げて、法律で禁止されているので、それに繋がるような研究は禁止ということですね。

(位田委員) それに繋がる研究を認めないとは言っていないので、ヒト胚の議論が終わって、例えば人クローン胚については研究を認めましょうということになれば、法律では近いですが、認める可能性があります。特定胚プロジェクトとしては、法律で4つ禁止されているが、それに近いから認めないという結論は全く出していない。ヒト動物交雑胚とヒト性集合胚については有用性がないから、これは元々ダメだという考え方です。人クローン胚とヒト性融合胚は、人クローン胚は有用性が極めて高いし、ヒト性融合胚については、有用性は確実にあると、しかし、ヒト胚の作成に繋がるので、ヒト胚の議論が終わってからにして下さいという考え方です。

(井村会長) 「ヒト胚の作成に当たることから」というのは、全く知らない人が読んで理解できますか。生殖医療では、ヒト胚を作っているわけですから、ちょっと読んだときに混乱すると思います。法律に出てきた言葉ですか。

(勝木委員) 余剰胚しか使ってはいけないということの理由付けとして、新た

に胚を作ることにに対してダメだということを議論しました。それについては私はむしろ研究目的のために作ったらどうかという意見を出したところ、私以外は全員反対でした。

(位田委員) この特定胚は、研究の話をしていますので、例えば「～のためにヒト胚を作成することに当たるから、」とすればよいと思います。

(桑原議員) 3ページですが、私は倫理の問題と有用性の問題は、独立の問題と思うが故に、いたるところに「有用性が想定されていないことから、認めるべきではない」あるいは「有用性が低いことから、当面は認めるべきではない」と書いてありますが、「認めるべき」という言葉をやめて、「有用性が低いことから、当面は認めないことにしたい」あるいは「認めないことにする」としたほうが良いのではないですか。

(位田委員) これは諮問を受けて答申をするという形ですので、「認めない」ということをここで決めるというより、文部科学省が指針を作るときに、このような内容で指針を作ってもらっては困りますということを、我々は考えています。そういう意味で「べきではない」という文言を使っていますが、中身は言われる通りで、認めてはいけないということです。

(高久委員) 4ページの指針案に対する意見の のところですが、確かに動物性集合胚の「臓器の作成に関する研究を行う場合に限るものとし」という指針案は、せめて動物性集合胚は許した方がよいと思っていますが、ただ、これは個体を作るのは禁止していますね。これを禁止にしておいて、臓器に関する研究ができるのですか。それは科学的におかしくないのかということが気になるのです。専門家が読んだときに、この表現が問題にならないですか。

(井村会長) 「作成に繋がる」ならどうですか。

(高久委員) 私も詳しいことは分かりませんが、試験管内の実験だけ動物性集合胚を研究して良い。生体内は禁止だと言っておいて、臓器作成に限るというのは矛盾することにならないか。

(西川委員) 高久先生は、臓器ができる最後のプロセスまで考えられています。もちろんそこが完全に閉じられているのなら、永遠に閉じられるのなら、それは臓器を作るために胚や卵を入れることは全く意味がないです。しかし、研究

というのは進んでいくのであれば、例えば最初のプロセスはどのくらい維持されるかということは、研究できますね。そういう意味で、こういう表現になっていると思います。

(高久委員) もし、個体を作ることを禁止するとすれば、動物性集合胚でも、最後に子宮に入れないと、臓器の作成には繋がらないから、こういう理由はおかしいのではないですか。

(井村会長) ここは指針による禁止になっているところです。

(位田委員) どの項目もそうですが、未来永劫に禁止するとは、どこにも書いていません。法律自身もそうですが、科学技術の発展、例えば生命に関する考え方が変われば、たとえ法律であれ、指針であれ、修正することはやぶさかではないと思います。

(藤本委員) 高久先生の質問は、プロジェクトチームでもきちんと話し合いました。その時に文科省から、附帯決議というのがあるという説明でした。動物の胚でもヒトの胚でもあらゆる胚は、子宮に戻さないという附帯決議を説明して下さい。

(文科省) 資料2 - 2の14ページですが、クローン技術規制法が、国会を通るときに附帯決議がありまして、1 . のアのところですが、「法第3条に掲げる胚以外の特定胚についても、人又は動物の胎内に移植された場合に云々」と書いてありまして、人又は動物の胎内への移植を行わないことということが書いてあります。これは、衆参両方の院で決議されたものでございます。

(文科省) 町野先生がご退席されて、そのとき言い残して行かれたことが1点ありまして、私が承りましたので、ご説明します。答申案の5ページの留意事項のところ、インフォームド・コンセントのところですが、「既存のセルライン等の細胞を用いる場合は、第2条を直接適用することをせずに」と書いてありますが、運用でやれば良いではないかということです。文部科学省もそのように考えていたのですが、町野先生は指針に1項設けた方が良いのではないかと提案してありまして、資料2 - 2の2ページの新しい第3条の同意のところですが、そこに4項を加えて、こういう手続きについても言及した方が良いのではないかということでした。例えば、「既存の細胞株等を用いる場合には、前各号に準じた適切な手続きを講じる」など、明文にした方がよいのではないか

という趣旨でした。

(石井(紫)議員)ご趣旨はよく分かるのですが、どう書くかと考えると、難しいという感じがします。答申案の5ページに、「同条に規定する手続きに匹敵する手続きを経ている」という文言が使っていますが、最初に見せられたときにもう少し良い言い方がないものかと思って相当考えましたが、結局元に戻ってしまいました。あまり名案がありません。ですから、指針の文章の中にどう書くか、名案が浮かべば、賛成ですが、なかなか難しいと思います。

(文科省)私どもは、運用で行おうと思っていたところで、あまりできないと思っていたものですから、適切かどうか分かりませんが今考えるところでは、「既存の細胞株等を用いる場合には、適切な措置を講じる」という条項を入れようかと思っています。そこは運用でできると考えていたので、決まる言葉を思いつきません。

(石井(紫)議員)適切な措置を講じる主語は誰ですか。

(文科省)作成者だと思います。「作成者は、既存の細胞株等を用いる場合には、適切な措置を講じる」。適切な手続きが何かということは、問題なのですが。

(石井(紫)議員)細胞株の在り方が問題だと思います。ある細胞株を持ってきて適切な措置を講じると言われても、どうしようもないと思います。

(井村会長)もう既に細胞株化して、そのものに対してインフォームド・コンセントを得ることはできないわけです。有名な細胞株で、患者さんは1940何年に死んでも、未だに生きている細胞株があるわけですから。ちょっと書き方が難しいです。

(文科省)原案通りにさせていただきます。

(井村会長)倫理委員会において個別に審査することにはしておかないと、常にこの通りにしろといわれると、既存の細胞株で使えないものがたくさん出てきてしまいます。

(位田委員)この指針は、この指針だけで完全に独立して動くというよりも、むしろ解説や通知等付属する文章が付きます。それを明らかにすれば、運用で

いけるのではないか。そうでなければ、指針案にかなり細かいことを書く必要ができてしまいますので、細胞株をここに書き込んだら、それでは死体はどうなるかという話になってきます。ここは解説なり通知なりで処理をするという方がよいと思います。

(驚田委員) 解説案の2で不十分なのですか。「当該細胞が取得された際に行ったインフォームド・コンセントの使用目的に合致していることなどが必要であり、個別の審査によりその可否を判断すること」この解説案で十分だと思います。

(位田委員) 特定胚プロジェクトとしては、これで良いということだと思います。この議論をしたときに、町野先生は御欠席だったと思います。

(石井(紫)議員) 指針の成文の中に入れるかどうかということだと思います。

(井村会長) 入れない方がよいと思います。複雑になります。

(藤本委員) 第5回特定胚プロジェクトの時に、附帯決議について文科省の方からの説明で動物性集合胚は、絶対動物胎内に戻さないということでした。しかし、この動物性集合胚を14日あるいは原始線条が出る時点までの基礎研究に留めた場合に、果たしてこの胚の研究を認める意義があるのかどうかということの論議は、その時、附帯決議で決まっているのでできませんという話になってしまって、それ以上の議論を特定胚プロジェクトではしなかったと思います。今初めて附帯決議の文案を確認しまして、クローン個体あるいは交雑個体に準ずるものになるおそれがある限り、胎内に戻してはダメであるという表現です。そうすると必ずしも交雑個体になる可能性を議論しないうちに動物性集合胚を親動物の胎内に戻すことができないと決めることは、早すぎるという印象を持ちました。これは臨床的な有用性を十分考え、原始線条が出るまでの動物性集合胚を用いて、果たしてどの程度の基礎研究ができるのか不安に思いまして、敢えてこういう発言をさせていただきます。

(井村会長) 何かこれに関してご意見はございますか。附帯決議は、どのように読んだらよいのですか。「おそれがあるかぎり」というと、限定している。使えないことはない。これはどう理解しておけばよいのですか。

(文科省) 附帯決議のところですが、ここは「かぎり」という言葉が付いていますが、基本的に審議の過程からは、他の第3条に掲げるヒト胚について人又は動物の胎内への移植を行わないということが趣旨でして、この「かぎり」で理由を、人クローン胚若しくは交雑個体に準ずるものとなるおそれがあるので、行わないのだと考えられました。今までの審議の経緯からして、そのように考えられますので、ここで胎内への移植をしても良いと言うのは難しいと考えていました。

(井村会長) そのように読んで良いということで、よろしゅうございますか。

(高久委員) 西川先生は臓器の作成に関する研究は14日間でできると言われますが、常識的に考えて14日間で臓器の作成に関する研究は難しいと思います。これは科学的におかしくないですか。

(井村会長) そこは、科学者の方はいかがですか。

(西川委員) 何を見るかの話で、私なら研究することはあると思います。研究者によると思います。科学というのはそういうものです。一番重要なのは、その後完全に滅失するかどうかの議論をしましたが、培養細胞として維持して良いのかどうか、そこは今かなり曖昧に扱われています。例えば残念ながら生体内でしかできない発生分化という問題があるのです。また例えば、その細胞を次に原基の構成成分として移植して良いか、そういうことを構想しながらステップアップしていかなければいけないので、高久先生は何という実験を考えているのか難しいですが、ランダムなキメラにして、自然に肝臓が全部置き換わってできてくれれば文句はないですから、そういう意味で、ステップワイズにやって良いのではないのでしょうか。しかもこれ自身は重要なことではないかと思っていました。

(藤本委員) 交雑個体の定義は、法律や附帯決議ではどうなっていますか。

(事務局) これは、クローン技術規制法の第1条3行目をご覧いただきたいと思います。

(藤本委員) 交雑個体とは、「人と動物のいずれであるかが明らかでない個体」ということですね。動物胚は、あくまで動物胚で、動物個体なのです。ですからこれを交雑個体と定義するのかどうかということ。その議論をしていた

だきたいと思います。

(井村会長) 細胞が混じり合っているものを含んでいるわけです。キメラ個体も交雑個体に入っています。

(西川委員) クローン技術規制法の時にいろいろな人とお話ししましたが、多くの方が持っているイメージが全く違うのです。例えば、人と尻尾が何かとか、そういうイメージを持たれていたことは事実で、その時も申し上げたのですが、例えばヒトの血液細胞を注射した羊という問題はほとんど考えられていなくて、さらに異種移植で肝臓を移植された人についてもそういうイメージとしては考えられていない。ただ言葉になったときに、どこまでカバーするかというのは、今藤本先生が言われたように全く分からなくなると思います。

(位田委員) 交雑個体の定義は、確かになかなか難しいかと思えます。法の第1条の規定振りは、要するにこの特定胚、クローン胚だけではなくて、法に挙げられている9つの種類の特定胚を使うと、人クローン個体か交雑個体またはこれらに類する個体を作り出す可能性があるということで話が始まっています。これは同じ特定胚を作っても、これは交雑胚でないという考え方ではないと思えます。そういうおそれがある以上は、やめましょうというのがこの法律の趣旨ですので、交雑個体でないからという話ではないと思えます。ただし、それは4つの種類については完全にヒトと動物が混じり合って、ケンタウルスみたいな話になるので、これは法律で禁止するが、それ以外は必ずしもそうはならないかも知れない。しかし問題はあるとい話になっていますので、附帯決議だけを取り出して限定的に解釈するのは、法全体の趣旨とは合わないと思えます。私はこの国会の附帯決議の審議はよく知っているわけではありませんが、国会で何が交雑個体で何が人クローン個体であるかという議論が、定義の問題で行ったとはあまり思えません。

(藤本委員) 法の3条で、動物の胎内や人の胎内へ戻してはならない胚は、4つに限定されているわけです。動物性集合胚は、3条では戻してはならないとはなっていないわけです。

(井村会長) 指針としては禁止します。

(藤本委員) そういう議論が、この附帯決議において必要性があったということを上申しました。指針そのものの作成についてこうあるべきだという根本

的な議論ではないか。その過程がないと、指針を作る上で附帯決議を誤解したり間違った解釈で指針を作ってはならないという意味で敢えて発言させていただきました。

(井村会長) この中で、国会をずっと傍聴されていた方はいますか。皆さん、ほとんどの方が素人ですから、細かいところまで全部なかなかできない。だから漠然とした理解でこういう附帯決議が付いていると思います。

(石井(美)委員) 内因的ではなくて周辺的なこと関わることを3つ質問させていただきたいのですが、一つは先ほど解説のことに言及されたのですが、これは、ES細胞の時も参考ということのようですが、この解説案というのは修正されているのですか。この答申にあった形で解説案も。

(文科省) 前回までのところで修正されています。

(石井(美)委員) そうすると2ページのES細胞については、必ずしも答申の書きぶりとは違うように私は感じるのですが。

(文科省) ES細胞については、4ページの修正意見の中で、総合科学技術会議で意見があるということで、「ヒト胚に近い胚を作り出すことも可能であると想定されるため、個別審査において慎重に判断すべきである。」ということですので、私どもの審議会でも審査する際に慎重に審査するというのではないかと思います。文章に書くというよりは、審査するときに慎重に判断しなさいという注文が付いていて、これはこの答申自体も総合科学技術会議として出されるはずですので、その解釈の基になるものだと思います。

(石井(美)委員) 文部科学省の審査もそうですが、機関内の。

(文科省) 機関内の審査ももちろんこれに沿ってやってもらわないと困りますので、この答申に沿っていただくということです。

(石井(美)委員) そうならば、その筋を書いていた方が良いのではないかとこのつもりで申し上げたのです。同じようなことで、その後のインフォームド・コンセントの、死亡胎児のことも書かれていないのですが。

(文科省) これは前回のプロジェクトチームの時に申し上げましたが、要は書

かなければ、やっても良いこととして細胞株の話とかES細胞の話を書いてあります。死亡胎児、死体で、生前のインフォームド・コンセントの取れていない死体細胞や胎児細胞については、研究を元々していなかったし、原案でもなかったものですから、それは元に戻して扱わないということで消しています。それから最後のプロジェクトの時に資料に出した中には胎児細胞について言及をしていたわけですが、石井先生からご指摘があった通り、胎児について云々と書くのは判断したことになるではないかということで、ここは消して、我々として判断を見せることはしないということです。

(石井(美)委員) 私は解説の中にはあった方がよいと思っていたのですが、答申案も審査するということが、各機関の倫理委員会は指針と解説を見ながら審査すると思いますので、なるべくそれを見て分かるように解説に書かれている方がよいと私は思っています。

(井村会長) どういう書き方がよいと思いますか。

(石井(美)委員) 答申案に書かれている内容を解説の中に盛り込んで頂くのが良いと思います。

(井村会長) 解説はどのような形で出すのですか。付けて出すのですか。

(文科省) ホームページに出すときには、ES細胞の指針についても、左側に指針、右側に詳細な解説をという形で出していますので、同様に公開をしたいと思います。ES細胞について分かりやすく書くのは良いと思いますが、死亡胎児についてあるいは死体について、我々としては使ってはいけないという形で明示するのは如何なものかと思っています。そこはどのようなのが良いのか検討してみたいと思います。

(石井(紫)議員) 解説の中のどこかに、答申をわきまえるようにと書けないのですか。

(文科省) 答申を踏まえてやるのは、それは当然そうしています。

(勝木委員) 石井先生が仰っているのは、インフォームド・コンセントというのはケースバイケースで、いろいろなものに対していろいろな考え方があって、条件が違う。その条件の違うものについて 特定胚を作ることに親切に

書いておかないと、条件として逃す可能性があるというご指摘だと思うのです。私が審査委員になったときにそういうことをいろいろ考えますが、それが予めあれば、すごく審査しすいなということもあるし、研究計画を出す方も、非常に参考になるということだと思います。

(文科省) そういう意味では、解説案としてこれに限るつもりはなくて、もっとたくさん書くつもりでいます。これは確かに分かりにくいところもあります。一般的にはそのようにできるだけ詳しく書きたいと考えております。ただ、胚についてはこの間も議論になったことでもありますようにかなり微妙な問題ですので、どう書くかということは検討をさせていただきたいと思います。解説のようということですが、先生もその辺の難しさをお分かりの上でご指摘されているというのもよく分かりますが、どう書くかについては検討させていただきたいと思います。

(事務局) 専門調査会から本会議に上げる資料としては、これをおまとめ頂いた答申案と、ES細胞の時に習いまして、いわゆる参考として、この答申案に基づくとどういう指針案ができるのか、見え消しでない、指針案を参考としてお出しします。

(位田委員) 基本的に答申案に書かれた内容は、指針に反映されるにしろ解説案なり告示に反映されるにしろ、できるだけ書き込んで欲しいということで、我々は議論をしましたし、そういう結論で答申案を出しましたので、その趣旨を理解していただきたい。例えば死亡胎児については、例えば答申案の5ページの(2) のなお書きに書いてあるものを、解説の中に含めてどこが悪いのかというのが、石井先生のご趣旨だと思います。個別に何も断定的にダメだということではなくて、倫理的な考え方を将来的に議論する必要があるから、当面は禁止だと言っているだけです。

(石井(美)委員) 2点目は、今の文科省の説明と関連するのですが、文部科学省の審査については、指針は研究をする当事者である研究者に対する指針であるからでしょうが、届出の後どうなるのかということが全くここで見えてこないのので、そこを一般に分かるように、透明性というか公開性というか、そういうことをして欲しいと思います。

(文科省) 資料2 - 2の8ページに書いてあります。これは今後ホームページに載せようと考えています。これも分かりにくいかも知れませんが工夫はし

たいのですが、文章ではなくフローチャートの形で公開をしたいと考えています。

(石井(美)委員) 3点目は、答申案は生命倫理専門調査会という形で書かれています。最終的には私たちがやっているのは答申案作りなので、答申は生命倫理専門調査会が出すのではなくて、総合科学技術会議が出すことになっている。私たちが審議したものが表に出ることはない。

(事務局) 表紙のこの下の1行が無くなって、答申として総合科学技術会議になります。1枚目は変わりますが、そこから下はそのままです。

(石井(美)委員) 生命倫理専門調査会としての位置づけ、他省庁との役割分担ということもあったわけですが、生命倫理について国として考えて行かなくてはいけない。ヒト胚についてここで検討をするということの意味がどういう意味を持つのかということがよく分からないので、ここで審議されたものがそのまま公開される、意味を持つのが望ましいと思ったものですから、言わせていただきました。

(井村会長) 他にありませんか。もしなければ、今日いろいろ頂いたご意見をできるだけ反映するべく修文して、その後、私と位田座長にお任せいただきたいと考えますが、それでよろしゅうございますか。基本的な線はもうほぼ一致した、ただ、細かい言葉のところはもう少し検討をさせていただきたい。それではそういうことにしたいと思います。この答申案は、次回の総合科学技術会議において、総合科学技術会議として文部科学大臣に答申されることとなります。文部科学大臣からの諮問を受けたわけですから、そういう形で答申をいたします。それを受けて、文部科学省では、指針の修正をしていただく。そして告示は12月の5日までに出すということになりますので、ご了承いただきたいと思います。

(事務局) 石井委員の3点目については、生命倫理専門調査会としての議論は、議事録等の資料は全てホームページで公開しています。そういう形で、これだけの議論をしたということは公表されていると考えています。

(井村会長) インターネットの中で一番詳細に公開されている専門調査会ということで、どうぞ自負をお持ちいただきたいと思います。それでは、次の議題に行きます。ヒト受精卵の生命の萌芽としての取扱いの在り方について、石井

委員から、レクチャーをしていただきます。

(石井(美)委員)資料3として印刷物を作っていただきましたので、それをご覧いただきながら、お聞き下さい。

私がこの会議にいるのは、厚生労働省の生殖医療に関する審議に関わってきた関係だと思いますが、その関係を中心にヒト胚の問題についてお話ししたいと思います。「法的諸問題」と題しましたが、ヒト胚について考える上で、その法的地位が不安定な存在であるということが一番大きな問題なのではないかと考えています。そもそも胚が体外において作られるようになったことが問題の出発点で、生殖医療、不妊治療のために作られるようになった経緯があります。この医療行為については前回藤本先生から詳細な説明がありましたので、それに関わって今検討されている事柄について、お話ししたいと思います。

体外受精が行われるようになってから、諸外国では1990年代に多くの国でそれに関わる法規制が国会での議論の上に進められたと思います。我が国の場合、2000年にいたるまで法的な対応が行われることがなかった。産科婦人科学会の会告の下で、ある意味で平穏に行われていたのが、1998年に会告に違反する医師が現れたことを契機に、初めて旧厚生省の委員会が立ち上げられた。その旧厚生省の委員会は去年の末に、「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療の在り方についての報告書」を明らかにしました。その内容についてまず説明させていただきます。

その報告書は、生まれてくる子の福祉を優先する、人をもっぱら生殖の手段として扱ってはならない、安全性に十分配慮する、優生思想を排除する、商業主義を排除する、人間の尊厳を守る、という6つの基本的考え方に基づいて報告書をまとめました。しかしこれは生殖医療全体についての議論をまとめたものではなく、この題名にありますように精子・卵子・胚の提供等による生殖医療について検討したものです。その概要については、資料3の2ページをご覧ください。非配偶者間生殖医療とは、精子・卵子・胚の提供による生殖医療をいうわけですが、子を欲しながら不妊症のために子を持つことができない法律上の夫婦に限って認められることになりました。不妊症の夫婦ということですので、加齢による不妊の場合は認められないという考え方であり、法律上の夫婦ということである事実婚の夫婦には認めないという考え方です。

各生殖医療の是非については以下にありますように、AID(提供精子による人工授精)、提供精子による体外受精、提供卵子による体外受精、胚の移植を一定の条件の下に認めることになっています。一定の条件としましては、その医療によらなければ子供を持たないということがありますが、場合によってはその提供卵子、提供精子でできるのだが、余剰胚の提供による体外受

精を認める場合もあります。代理懐胎については、人をもっぱら生殖の手段として扱い、第三者に多大なリスクを負わせるということから、また生まれてくる子の福祉の観点から望ましくないという理由で、禁止をするという考え方をしています。

精子・卵子・胚を提供することを認めるわけですが、その提供者の条件としては、精子提供者は満55歳未満の成人とする。卵子提供者は既に子のいる成人に限り、満35歳未満とする。精子提供者については年齢制限は必ずしも明確に基準を出せるものではないという議論もありましたが、満55歳ということです。卵子提供者については、その侵襲性の大きさ、卵子が数が限られていること、子供を持つということの意味が分かることなどいろいろな点を配慮して、子のいる成人かつ障害児誕生の危険性を考慮して満35歳未満という制限を課しています。

精子・卵子・胚の提供に対する対価としては、提供にかかる金銭等の対価の授受を原則として禁止します。ただし、必要な実費相当分については支弁しても良い。実費相当分とは何かということについて議論にはなりましたが、実費相当分については認める。提供に当たっては、提供者と提供を受ける人との間で、匿名とする。この匿名性の保持というのは、子の出自を知る権利とは別の問題として、提供の時点において提供者が誰であるかということが受けた人に分からない関係にするとということです。提供者は原則として匿名とするのですが、例外的に一番議論になったところは、兄弟姉妹等からの提供を認めるかどうかという点でした。匿名であるということは、兄弟姉妹など身元が分かっている人からの提供は認められないことになるわけです。しかし、現実に無償で提供してくれる人がいるだろうか。提供を認めると言いながら提供する人がいないという形で現実に医療が行われなくなることの危惧、また我が国の場合においては兄弟姉妹が提供する可能性、伝統的に養子縁組等においても兄弟姉妹から行われてきていること等も考えました。意見が一致しなかったことから、最終的に分かりにくくなり、兄弟姉妹等からの提供を認めるという形になりました。逆に広い形に報告書に書かれることになりました。しかし、このような兄弟姉妹等からの提供が認められる場合には、心理的な圧力の危険性、また産まれた子供に係わる紛争、精神的な子供の福祉に反する結果が生じる可能性等を考慮して、十分なカウンセリングが行われ、十分に問題を理解した上で提供が行われる、また提供を受ける、そういうことを確保するために個別に審査をすることを挙げて欲しいという考え方をしています。

提供に当たり、または提供を受けるに当たっては、書面による同意が必要であり、その同意に先立って、カウンセリングの機会も保障するという要件の下に、精子、卵子、胚の提供を認める考え方をしています。

非配偶者間生殖補助医療の規制の方法については、3ページに書かれました営利目的の精子・卵子・胚の授受・授受の斡旋、代理懐胎のための施術・施術の斡旋、職務上知り得た人の秘密を正当な理由なく漏洩することについては、ことの重大性から罰則を伴う法律によって規制すべきであるという考え方を示しています。その他については罰則を伴う法律ではなく、指針等の規制で実効性を担保するような枠付けを提示しています。法律としては規制の他に、提供卵子・精子・胚による子供の場合には、親子関係が不明になるという子の福祉に反する結果になる危険性があるということで、親子関係の確定が法的になされる必要がある、立法が必要であるということを行っています。考え方としては、生んだ女性を母とし、その生殖医療に同意した夫を父とするという考え方で、提供者は生物学的には親であっても、法律上は親としないという考え方を報告書の中では示しています。

もう一つの大きな議論となりましたのは、子供の出自を知る権利です。法律的に親を誰にするのかとは別に、生物学的な親が提供した人であることは事実です。その事実をどこまで産まれた子供が知ることが出来るようにするかということです。子の出自を知る権利という考え方は認めるのですが、報告書の中では個人を特定できる情報についてまで認めるという考え方は示されていません。提供者が認めた範囲で、知り得る情報を提供する。その前提としては、公的管理運営機関というものが設けられることになっていますが、ここで情報の管理は行うという考え方を取っています。近親婚にならないための問い合わせもできるし、また提供者から産まれる子供の数を一定の制限をする。必ずしも明確に産まれた子供を全て把握できないという現状が今ありますが、10人までは生まれぬような確保を可能にするような規制を考えることが必要である。そして非配偶者間生殖医療というのは特殊な医療であることから、指定された施設において行われる。公的審議機関というものを設けて、その基準に従って施設を指定し、また必要な提言を行います。先ほど申しました公的管理運営機関というところで、情報の管理をきちんとできるようなシステムを考える。このような内容の報告書を昨年末にまとめました。

報告書の最後に、3年以内に体制の整備を求めるという考え方を示しました。資料の最初に戻っていただきたいのですが、本年2つの審議会が設けられまして、厚生科学審議会生殖補助医療部会におきましては、先ほど申しました規制の、3ページの(1)の問題と(2)の、 の関係の問題を検討を始めました。親子関係の法律については法制審議会生殖補助医療関連親子法制部会というところで現在審議が進められている状況です。4ページを見ていただきますと、厚生科学審議会の検討課題として挙げられているものです。検討課題を3つに分けまして、検討課題1が提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療

の実施、精子・卵子・胚の提供の条件、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を受けることができるものの条件、先ほど申しました55歳とか35歳とかいうことをどこまで定めるか等の議論、医師の裁量にどこまで任せられるかという状況です。そして精子・卵子・胚を提供できる者の条件につきましては、先ほど申しました兄弟姉妹については意見が分かれていますので、それについても議論をするという状況でして、また胚の提供も認めるという結論については現在審議会ではかなり異論も出ているところです。また、代理懐胎については、この報告書の後で我が国でも行われていたことが明らかになって、報告書の内容とは別に世間では議論が盛んに行われているところです。厚生審議会の委員会の方では、一応報告書を前提として議論をするという方向になっています。現在まだ検討課題1の段階に留まっているという状況です。

検討課題2は、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療の実施、精子・卵子・胚の提供までの手続きや実施医療施設の施設・設備の基準というものです。ここではカウンセリングの内容等々が我が国では今まであまりカウンセリングを専門に行える人の養成がなされていないので、それについてどうするかということが大きな問題になっています。現在夫婦間の体外受精はありますが、登録施設は500を越えている現状に対して、非配偶者間生殖補助医療の指定施設をどう指定していくかということも問題になることだと思います。

検討課題3は、先ほど申しました公的管理運営機関、監督の体制などについて検討します。

法制審議会は親子法の検討ということで、これはどちらかという私の専門に係わるものですが、5ページに私が作り出した表があります。科学的に見れば、精子と卵子、そしてヒトの胚ができるということですが、社会的、法的には、それが誰の卵子であり誰の精子であるかということが大きな問題になる。その結果によって、生まれた子の父は誰であり母は誰であるかということが問題になります。我が国の民法は、このような生殖補助医療が行われる遙か以前に作られたものなので、提供精子によって生まれた子供の父が誰になるかということについて、必ずしも答を与えるものではありません。民法の解説をここでしても仕方がないと思いますから詳細は申しませんが、夫の承諾を得て提供精子で生まれた場合、提供者を父とするか、夫を父とするかという問題。また提供卵子で生まれた場合に、遺伝的に繋がった女性を母とするのか、生んだ女性を母とするのか、それは法で明確にする必要があるのではないかと、子の福祉のためには誰が親であるか確定する必要があるということで、その考え方を明確にする。母について、父についても、規定をどのようにするかということが検討されていますし、また生殖補助医療の定義についてもどうするかという一定の議論がなされていると思います。

以上が生殖補助医療についての、我が国の、私が係わっている範囲での検討状況です。このような過程で作られた余剰胚を研究に使うて良いかどうかということが、かなり大きな問題になってくると思います。1ページの下の方のところに書いてありますのは、先ほど紹介しました報告書のところに書いてあります文言で「生殖医療の実施の過程で生成された胚の実験利用については、本専門委員会の検討の対象とはしなかったところであるが、生殖補助医療の過程で得られた胚の適正な利用、生殖補助医療に関する研究の適正な実施等の観点から、そうした問題についても検討がなされる必要があると考えられることから、この問題についても、他の検討課題において別途検討がなされることが望まれる。」ということが報告書で言われまして、それを今ここで進めているという段階にあるのではないかと思います。

余剰胚と言った場合に問題になるのは、先ほど親子関係で生まれた子供の親子関係ということですが、その胚について誰が処分を決定するか、研究利用して良いと誰が決められるのかということの観点でも、一体誰がその胚について決定権を持つかということです。この表の関係は、単に親子関係だけの問題ではないと思われます。ES細胞については、法律上の婚姻をした夫婦の同意に基づいて提供されるという形を採っていますが、非配偶者間の胚について、どういう取扱いをするのかということも考えて行かなくてはいけない問題になると思います。以上のところが1.のところです。

2.のところは町野先生がいないので困るのですが、私は専門は民法なのに、より刑法的なものが入ってくるのですが、胚の法的地位、胚の保護という案件が大きな問題としてあると思います。元々議論の中では、研究について人という存在を使う、それを総体として考える必要がある。そのところが我が国は欠けているという大問題があるわけですが、人体実験についての規制が何も無いということがあるわけです。少なくとも人については殺人罪、傷害罪等々の保護規定はあります。また胎児についても墮胎罪という胎児を保護する法律はあるわけですが、母体外に胚というものの存在を法は予定していなかった。その地位というものを検討することが行われてこなかった。その保護について、全く規定が直接的にはないということが大きな問題なのではないか。先ほど申しましたように、人全体についての議論も必要かも知れませんが、胚についてだけとりわけ必要であるということは、新しい問題として起こってきた、故に必要なのではないか。

胚をどう考えるかという前提としては、人というのは何時からかということがまず問題になると思います。そこに挙げましたのは、民法の規定では、「私権の享有は出生に始まる」ということで、出生からが人ということが、法一般に共通することになることかと思えます。それでは出生とは何かといえますと、

民法は普通は全部露出説、母体から全部出たときというのが普通ですが、あまり議論になりません。ともうしますのは、胎児について民法は必要な範囲での保護が与えられていますので、胎児であるか、人であるかということは必ずしも区別する必要性が強くないということです。それに対して刑法の場合は、墮胎罪か殺人罪かということが大きな問題になりますので、母体から一部出たときに殺した場合でも殺人罪になるという古い判定があるということです。法律家はこのような区別をするわけですが、人は出生に始まる。ではそれ以前は、と申しますと胎児という捉え方、母体内にある胎児、それについても保護の対象とはしているわけですが、民法上は損害賠償と相続に関して、後に生きている場合については胎児の段階で既に生まれたものと見なすということでその権利が保護されることになっています。胎児そのものの保護というよりは、後で産まれた子供の保護と思いますが、このような規定がなされています。胎児そのものをどう定義するかということは難しい問題だと思いますが、そこに挙げたように、従来、法規で規制していますのは、死体解剖保存法1条の死体の中に妊娠4ヶ月以上の死胎が含まれているということです。死産の届け出も、4ヶ月以降という形でなされている。そこが一つの、胎児であっても一定の境界としてあるのではないかと思います。しかし、墮胎罪が妊娠のいつの時から墮胎罪になるかについては、必ずしも我が国の法規では明確ではないです。墮胎罪というものは現行法にあるわけですが、胎児の発育の程度を問わないという古い判定がありますが、そのように判知されています。墮胎罪としてはそうですが、避妊と中絶の区別というものはかなり難しくなっているのは現在の段階かと思いますが、墮胎罪とは別に母体保護法で一定の場合の人工妊娠中絶が許される。母体の保護は、生命を継続することはできない時期、母体外で生命を持続することのできない時期において中絶するということを認めるということです。法規上は生命を継続できない時期は明記されていませんので、事務次官通知で妊娠22週未満を一応の目安として通知されているという段階です。それ以降については、胎児であっても保護の法律性が異なっているという見方ができると思います。これはあくまで胎児というのは母体内にある存在であって、母体外にある胚というものを法的にどのように評価するのか、それを壊した場合に生命の萌芽としてES細胞の報告書は示したわけですが、それを壊した行為が、単なる器物損壊、物を壊したのと同じに扱われることはできないであろうとは言えるのですが、現行においては特別にその規定はない。従って、それを規定、使うに当たってもどのような場合に許されるのかということが必ずしも明確には法的にはでてこないということがあり得ると思います。また胎児については本来、先ほど特定胚について議論になりましたが、研究利用について誰が承諾できるのかということも議論する必要があると思います。人工妊娠

中絶をするかどうかという決定と、その研究利用というのは、全く別の問題であろうと思います。胚については誰が一体その処分について決定できるのかということは、全く現段階では示されておりませんし、その人達を特定できるとしても、それを承諾もなく行った場合、誰のどのような権利が侵害されるのかということは、きちんと議論し直さないといけないと思います。

我が国ではありませんが、アメリカは何でもある国ですので、当事者の意思に反して胚を破棄した場合に損害賠償が認められたという事件があります。母については5万ドルで父になる人については3ドルという。その差がどこから来るのか。しかし、凍結された胚をどう処分するかということも、離婚の多いアメリカでは議論されているわけです。夫と妻とが意見が分かれたときには、人工妊娠中絶については女性の権利であって、夫の同意を要件とすることは憲法違反という最高裁の判例があるわけですが、母体外にある胚についての決定権については、男女について差を設けるべきかどうかという利益交渉があるわけです。これも有名な事件ですが、胚を3段階の裁判所で、これを比喩的に見れば、1審は胎児は人に近い存在、2審は物に近い存在、3審はまさしく中絶の議論に寄せて利益交渉的な判断を示したのではないかと思います。胚について、しかし卵については精子とはもちろん数が違いますし、その持つ重みが違うのではないかということを書えなくはないです。いずれにしても、いくつかの判決の中で、両者の意思が合致しないにもかかわらず子を産まれさせる結果、あるいは研究に使うということ認めるという判断は、私の知る限りなされていないように思います。

その精子・卵子の由来する人の意思決定というものが尊重されるという考え方ではあるとは思いますが、元々作ったもので余ったものという考え方を取って、その利用と考えているのかどうか、それはないには？、先ほど申しましたように生殖補助医療としての余剰胚を提供することを認めるのかどうかということ、けんこうせいしょの報告書は認める案を出しましたが、日弁連の案などは、我が国では少なくとも片方と血縁的に繋がっていない子供をもうけることは否定的な見解を出されていました。現在の委員会でもかなり議論がなされている状況にあります。いわんや、その作られた胚を生命の萌芽として位置づけたものについて、有用性が高いというだけで利用を認めるということが簡単に導き出せるかどうかということは、胚というものをどのように位置づけるのか、今まで人、胎児という形で保護、それは人の尊厳という観点から法的な保護？として位置づけられていたと思います。胚をどのように位置づけていくのか。私は器物損壊罪とは別に胚の保護ということを考えていく必要があるのではないかと考えています。ドイツなどは胚保護法というまさしく、歴史的背景があるという説明がなされますが、法律によって胚の保護を打ち出したわけで

す。生殖補助医療について規制するという中でも、ただ胚をどう位置づけるのかということは中絶の権利との兼ね合いがあるので、難しい問題が確かにあるのですが、中絶するか否かということと、それを研究に利用するかどうかということとは、必ずしも同じ問題ではないと思います。簡単ですが、以上です。

(井村会長) ありがとうございました。それでは少し質疑応答をお願いしたいと思います。

(勝木委員) 生殖補助医療の定義について、私は法律を考える上で定義というのは非常に大事だと思うのですが、これは前提として医療と考えているのが大多数の方なのかというのが一つ。それから生殖補助医療によらなければ子を持たないという条件というのは、現実には誰がどのようにして決めていて、それが本当に守られているかどうかということに関する調査が本当に行われているかどうかということについては、何かあるのでしょうか。

(石井(美)委員) 後の方の点については今厚生審議会で議論をしていて、実際にその場においてどこまで厳密に医療によらなければ子供をもうけられないということが判断されているかということについて、疑問をよく言われますのは治療を止めたら自然に子供が出来たという例が報告があるという指摘がされていることは事実です。しかし最後は医師の裁量の部分があるのは確かですが、それ以前に提供を必要とするという判断、先ほども申し上げましたように加齢によるという不妊との区別、完全に必ずしも不妊の原因というのは分からないというのも確かですので、その点の判断をどこまで明確にするかについてはまだ最終的には決まっていません。医師の裁量だけにするというわけにはいかないが、どこまで指針等で示せるかということです。定義の方は、必ずしも定義として今議論をしているわけではありませんが、法制審議会の方では一応たたき台としては示しています。

(勝木委員) 私が知りたいのは医療との関係で、子供が欲しいというのは病気ではないと思うので、どこまでが医療行為で、生殖補助医療によって子供が出来るといえるとき、何が治って、誰が治癒されたのかということが分かりません。これを本当に医療として捉えるという意味での医療ならば、何が治り、誰かが治癒されることがあるだろうと思います。それが定義の範囲に入ってくるのだろうと思うのですが、そういう意味で質問をしました。

(石井(美)委員) 法制審議会の議論は、そういう議論ではもちろんないのです

が、医療かどうかという点は確かに問題のある点ではあります。原因を治癒しないことは確かで、それを医療と見るか、治療と見るかどうかという議論はあるかとは思いますが。子供はもうけるが、不妊の原因がそれで治るわけではないということは確かです。私の考え方としては、基本的に不妊症の治療と考えられる範囲でこれをするという枠組みで位置づけるべきであるというのが報告書の考え方で、便宜的な利用まで含むものではなく、それによってしか子供をもうけることができない人がそれによって子供を産むことが可能になる、医療の助けを借りて子供を持つことは可能になるという点においては医療行為としての性格を持つし、治療的なものであるという判断だと思えます。その点は現在議論をされているという段階だと思えます。

(西川委員) 日本産科婦人科学会の会告問題で考えるのですが、日本で名誉毀損という形で、もしそのメンバーの方が会告違反をしたときに、民事で訴えて、民事的なペナルティーは課せられないのですか。例えば5億円の損害賠償をして、5億円を本当に払わなければならないというペナルティーがでた場合に、それはかなり抑止力になる気がします。その辺は法律家の専門家の方が考えられてどうですか。アメリカではどんどん民事でやっていくという思想が結構あると思えます。産科婦人科学会のケースでは不可能ですか。

(石井(美)委員) 産科婦人科学会の名誉が毀損されたということですか。

(西川委員) 十分時間をかけて議論をして、会告や指針を作っているわけです。

(井村会長) ちょっと学会の会告の問題はやめて下さい。これからヒトの胚をどのように専門調査会で考えていくかということが一つの大きな問題になるわけですが、そういう問題について何かご質問やご意見があれば。

胚に関して法律を作っているのは、ドイツ、フランス、イギリスですね。石井先生のお話で胚も胎児も民法や刑法で、しかも極めて不完全な規定しかないというのはびっくりなのですが、外国では胎児に対してどのような法を作っているのか。胚と胎児の違いをどのあたりに置くのか。国によって違うのではないかと。そこに人工妊娠中絶をどこまで認めるかという非常に現実的な問題が入ってきて、大変複雑だと思うのですが、その辺について分かっているのなら教えてください。

(石井(美)委員) フランスなども、始まりからという抽象的な言い方をしている、始まりがいつかということは定義していない。そういう意味では法律的に

は曖昧だと思います。

(井村会長) 胚の始まりですか。胎児の始まりですか。

(石井(美)委員) 生命の始まりです。アメリカでも州によっては受精のときから保護をするとは言いながら、他方では中絶は認める規定も多いということで、必ずしも保護するということが中絶を否定するということではないし、研究利用を否定することでもないと思います。

(井村会長) これは医学的には、藤本先生、明快な境界があるのですか。

(藤本委員) 少なくとも病院では胎児の場合は妊娠 8 週というのが一つの区切りになって、胎芽と胎児を分けています。それから 22 週以前とそれ以降では、超未熟児、体重が 500 グラム前後ですが、そういう小さい赤ちゃんに対する医療がどんどん進み、超未熟児の生育限界というのが基になっています。22 週で、だいたい半分か 3 分の 1 以上の赤ちゃんがとにかく生きていくと普通は思っています。戦後は 28 週で、28 週というと 1500 グラムくらいの体重を持つ赤ちゃんが当時の優生保護法の下で中絶されていました。そして 1980 年くらいだと思いますが、その時から 24 週、そして 1991 年から 22 週になったという経過があります。そういうわけで胎児生命というものについても医療の発展など周りの状況で考えが変わってくるのです。ただ、産婦人科医の中にも、胚の段階、胚も着床前と着床後とに分かれますが、そこに生命の起源を見る学者もたくさんいます。ですから学問と社会的な対応とは別です。それから法律的には妊娠 12 週未満の胎児と 12 週を越える胎児とでは、同じ胎児で生命に変わりはないのですが、法的には扱いが違います。12 週を越えると分娩という扱いになって、母体が保護されます。中絶をもし 12 週以降の胎児にすると、それには母体保護の立場からの諸規定があって、法律的には、経済的にも保護されることがあります。

(石井(美)委員) 妊娠 8 週で区別する理由は何ですか。

(藤本委員) 器官形成が関わっていると思います。器官形成の成熟が、胎児の個体発生の中ではその辺のところにあると思います。もう一つは 8 週を過ぎると流産率が非常に少なくなる、胎児が子宮の中で死んでしまう割合が少なくなりますから、胎児としての器官がそれなりにきちっと整ってきているということがあるかと思います。8 週以前は人間の胎児は奇形を持っていたり異常が多

いということも 8 週に線を引く理由があると思います。

(石井(美)委員) 中絶の場合、各国を見ても 1 2 週が一つあるのですが、初期と中期で区別される。8 週が基準としてでてくることはあまりないと思います。

(藤本委員) 中絶に関する規定というのはあくまでも人間が決めた約束事ですから、1 2 週未満より 1 2 週以降の方が母体に対する負担が大きいだろうということで、母体保護法の下で分娩手当、分娩料のようなものが支給されるようになるのです。

(勝木委員) 先ほど藤本先生が、胚の段階から人と見る学者がいると言われましたが、2 年ほど前にクローン小委員会かヒト胚小委員会でアンケートを取った時に、3 0 数%の人が受精の瞬間から生命の始まりと答えています。3 0 数%の人が分からないという判断で、残りが出産後という、私も驚いたのですが、そういうアンケートの結果が出ています。

(藤本委員) 私も長い間産科婦人科学会にかかわっているのですが、私ども若い時の産婦人科医の受精卵に対する考え方と、体外受精の技術が導入されてきた今の段階で、生命の始まりに対する考えがすごく変わってきています。少なくとも生殖補助医療に強く関わっている若い世代の方々ほど、受精した瞬間から人の命として大切に扱わなければならないという感覚になっています。同じ施設でも、我々のような立場の人間はそういう指導を、生殖補助医療を日夜やっている若い人にいつも言っているわけです。それが現実ですから、かなり時代とともに、調査の結果も変わってくると思います。

(鷲田委員) 我々がヒト胚をめぐる生命倫理ということの問題にするときに一番問題になるのは、ヒト胚を使用若しくは利用することなのか、それともそれを滅失することの方に最終的な問題があるのかということなのです。人体を利用するということは、ある意味で人間はずっとやってきたことですし、現在の医学でも、体の一部を、血管あるいは皮膚を、培養皮膚のように利用するとか、あるいは体から出てくる尿であるとか血液とか、そういう体内を通過する物質を利用するということはあるわけです。その時に問題なのは、我々は人体を時として利用しても良い判断するが、ヒト胚の場合には利用していけないと考えるのか、ヒト胚でも利用して良いのだが、滅失することにこそ問題の核心があると考えるのか。つまり普通的人格の場合であれば殺人に当たる対応するものとして滅失自体がある。そちらの方に問題があると考えるので

しょうか。そこのところを教えてくださいたいと思います。

というのは、もう一つその背後にある問題は、私たちは殺人は権利の侵害と考えて、他者の生存する権利を侵害すると考えます。ヒト胚の場合、ヒト胚の保護というときには、権利と言って良いのか。環境問題であれば動物の権利を聞く場を設定する場合もありますが、権利ということを経に認めるのか、権利の侵害ということではなくて、生命の尊厳、人格の尊厳、尊厳という概念で規定するしか仕方がないと考えるのか。

(石井(美)委員)法がそういう形で答を出せるとは思わないのですが、問題は3つあると思います。1つはまさしく先ほど出たように、研究利用のために生命を作り出して良いかどうかということに一つの問題があると思います。もうできている生命をまさしく生きている存在であるとすれば、それを利用して良いかどうかという問題。それを利用するどころか、研究のためか、何らかの理由で滅失させるということ、その3つの局面それぞれについて問題があるだろうと思います。それについてどうするかということは、法が決められることではなくて、社会的がどうするかに応じて、法を決めることになるのだと思います。それで権利の主体にするという考え方もあるでしょうし、保護されるのは社会における人間の尊厳と生命の尊厳という価値そのものだと考える場合もあり、先ほど言いましたように処分権というものを誰かに認めるとすれば、それを侵害するという形を採るという場合もあると思います。人間の尊厳という形で表現されるときには、私たち自身、自分が人であり、それに繋がるものの存在が尊重されないということは、私たち自身の尊重が害されることでもあると考える場合もあると思います。それをどう構成するかということは、社会が決めて、それに依って法は定めるものであると思います。

(鷲田委員)胚のことに言及するとき、「人の生命の萌芽」と言い換えますが、ある時には「人」の方に重点があって、人権とか権利侵害みたいなイメージがあって、ある時には「生命」の方に重点があって、これは尊厳の問題になります。「人の生命の萌芽」という定義は、これしかあり得ないのですか。生命の萌芽なのか、人の萌芽なのか、どちらなのか文脈によって重点が違うような書き方をしています。

(石井(美)委員)私がこんな事を言って良いのか分かりませんが、その妙で作られている言葉なのではないかと思います。

(位田委員)「人の生命の萌芽」という議論をしたときに、この中に入っている

のは勝木先生と私だけなので少し説明すると、実は、胚の地位が一体何かというの、日本の社会の中でははっきり決まっていな。法を見ても、産まれてきた子供の保護という点から胎児を考えているのがありました、まさに産まれてくることを前提として考えられている。それ以前の胚や胎児そのものについてはあまり考えていない、少なくとも法では考えていない。法がそれを決めていないということは、社会も考えてこなかったということだと思います。考えてこなかったという前提で胚をどうするかということを考えるときに、全く物であると考えは無理だろう。しかしこれを完全に人として考えて良いかという、これもまだ生まれてきていないので、やはり無理でしょう。そこでその間を取ったような表現というのが「人の生命の萌芽」と言うしかないという、若干逃げ口上で申し訳ありませんが、結局はそういうことで現在は落ち着いている。従って、人に近いところで理解することもあれば、萌芽に近いところで理解をする部分もある。従ってそれ自体がフレキシブルなという少し語弊がありますが、広い解釈を許すような表現になっている。物でもないし人でもないようなことを、生命の萌芽という形で現す、そういうことだと思います。それにどういう意味づけを与えるかというのは、むしろ法律家ではなくて、法律というのは社会が作るものですから、社会の中で何らかの合意ができれば、生命の萌芽とはこういうものですよという定義ができて、それに基づいて法律ができるということになると思います。

（井村会長）鷺田委員の言われた利用という問題は確かに大きな問題です。国際的な生命倫理の会議等で議論をしていると、日本人と外国の人と違うのは、西洋系の人たちは、非常に積極的に人体を利用する。例えば脳死になれば、臓器移植に使う。子供であっても一定の条件であれば使って良いということですから、人工妊娠中絶した胎児をどうして日本は使わないのかと、むしろ質問されるわけです。そういう感覚の違いがあると思います。胚性幹細胞の場合には、これは新しい生命を作るために作ったものであり、それが残ったから使うということに関しては、むしろ抵抗感があるようです。中絶胎児だったら、もう胎児の生命は明らかにないのだから、どうしてそれを使っていけないのかという質問をされます。これは日本人の独特の死体に対する伝統的な考え方というものがある、日本はなかなかその臓器移植も進まない、解剖もなかなかできない、そういうところと通ずるように思います。胎児を使うことは我々はかなり抵抗感を持つのですが、その辺は違うという感じを持っています。

（石井(美)委員）先ほどの説明で誤解をされるといけないと思ったのは、位田先生が胎児そのものとしての保護ではないと、民法は生まれた後なのですが、

墮胎罪は胎児そのものも保護しているので、法は胎児を保護していなかったのではないと思います。確かに我が国の場合、中絶があんなに、ある意味では法を越えて、行われている現状と、それについてきちんと議論できないことが、逆にその利用も妨げているのではないか。外国は、あれだけ議論をするからこそ、その決まったことについてはその後どうするかということも決定ができるのだと思います。イギリスも法律ではないですが、胎児についての定めがあって、それに従う形だと思います。

(勝木委員) 位田先生のご説明がありました。人の生命の萌芽、私も位田先生の説明の通りだと思います。ただ、前提条件がずいぶん違うので、説明する必要があります。それはES細胞を作るというところで議論された話でした。従って、ES細胞には非常な有用性があるというので、ヒト胚を作って利用したいということでした。しかし私の前提としては、受精から人だと考えていたわけですので、それを言い続けることが、より重要と考えられました。それで人の生命の萌芽の「萌芽」を取ってくれと私は言ったのですが、そうしないと殺人罪になるからダメだという話がありました。それでES細胞の議論の中で出てきた言葉です。ですから、一般的に胚を「生命の萌芽」ということで議論したことはありません。そういう前提の下であったということです。

(高久委員) ES細胞の時も外国もそうだと思いますが、余剰胚という言葉を使うのは、結局捨ててしまうものを使うということで、生命の萌芽とか殺人罪とか言って議論をしていくと、捨ててはいけないということになってしまわないのか。しかし現実には何万という胚が捨てられていることをどう考えるのか。外国でも研究のためだけに受精卵を作るのは禁止しています。そのところを結びつけて考えないと、考えがおかしくなると思います。

(勝木委員) 余剰胚という言葉そのものは非常に矛盾した言葉だと、ですから余剰胚という言葉を使わないようにしようという話を出して、それで未使用胚や不使用胚などたくさん案が出ました。しかしそれはかえって事柄の本質を隠蔽することになるので、余剰胚という言葉を取って使おうと、この間の「廃棄」の議論みたいなことですが、それが本質に目をつぶらないことだという議論をしました。そういうものの前提として、倫理と有用性というものを天秤に掛けられるような次元のものではない、しかし、次元を越えてもES細胞は有効であろうというのが皆さんのご意見だったので、その議論の中で使える言葉として「余剰胚」なり「人の生命の萌芽」という言葉を使うということです。そういう前提を無視して一般的に言いますと、先ほど高久先生が言われた

ように大変な矛盾が生じますので、もし一般的に使うのでしたら、私は反対です。

(井村会長)これはいつまで議論しても終わらないですが、これからどういう形で議論を進めていけばよいか、それについて何かご意見があればお伺いしたいと思います。今日はだいたい予定の時間になりましたので、この辺で終わりたいと思います。今後できれば月1回くらい議論をして、何とかまとめにしていけないといけない。これは難しい問題であります。どんな形で議論したらよいのか、あるいは今まで内部でご意見を伺っていたのですが、外部からの人でこういう人の意見を聞いた方がよいだろうというのがあれば、お薦めさせていただきたいと思います。これからの議論の進め方で、何かありますか。

(位田委員)今までは科学者の方がお二人、それから法制度ということで石井先生がやりましたが、倫理の問題は社会がどう考えているかということが非常に重要なので、例えば宗教の点から見て、ヒトの胚や胎児は、また人の生命そのものでもどう考えているかというのを、少なくとも一度はご意見を伺う必要があると思います。例えばバチカンの考え方ははっきりしていて、受精の瞬間から人の生命が始まるということですから、その段階で胚を使ってはならないというのははっきりしているわけです。ただそれをどのように緩和していくかということで、キリスト教のところは議論をしているわけです。イスラム教のところも同じようなことです。そういう考え方も少しまとめていただきながら、仏教が日本では主体だと思いますが、少しご意見をいただければと思います。

(西川委員)おもしろい視点だと思うのは、現代の社会、先進国でよいと思いますが、結局基本として宗教を取り入れながら、ヒト胚保護法は別としても、ほとんどの場合法律のレベルでは宗教的な価値判断を拒否している。どういう経緯でそういう一種の規範が生まれてきたのか、極めて重要なことだと思います。今宗教の方のいろいろな価値判断を聞くということは重要で、以前に聞いたとき全然違う考えを持っておられるということが分かったので聞いたらよいと思うのですが、それよりも何よりも社会を維持するに当たって、基本的には宗教的な価値判断を取り入れないというような仕組みが、日本より極めて宗教的な色彩の濃いところで生まれていることは、私の方が知りたいという気がするのです。

(石井(紫)議員)私はヒト胚とかいう以前に、生命か、生命の萌芽かあるいは尊厳かと?というような方から議論をすると、どこかでにっちもさっちもいかな

くなるような悪い予感がするのです。実はさっきから議論を伺っていて、さっき石井委員が言われていた、「処分権は誰にあるか」という言葉遣いですが、仮に「生命」だと本当に考えると、処分権というあるいは処分の対象になるということ自身が自己矛盾になってしまうはずなので、おそらく、それはやはり生命の萌芽とは違うところにあるということ、無意識に皆が感じているということ、これを前提にしてしか、処分という概念は使いようがないだろうと思います。例えば自分の子供を殺す、親子心中をアメリカで日本の女性がやって批判されました。いずれにしろ自分の子供だといって、子供の命を処分するということはできないことだし、いけないことだと思います。それではその余剰胚はどうなってしまうのかということ、やはりそこは何か違いがあるのかも知れない。少しその命か命でないかという議論でなくて、そういう具体的ないろいろな場で人々がそれについてどういう行為を許すとか、認めないとか、そういうことをいろいろなケースについて考えてみるという方が問題を解きほぐすのに良いのではないかと考えています。

(井村会長) そういう立場から考えている人はいますか。法律なら法律の学者で。

(石井(紫)議員) いないと思います。

(井村会長) もう少し人間の文化とか。

(石井(紫)議員) 正面切って、これは命か命でないか言ってしまうと、多くの場合どちらかという堅い方に議論は進むだろうと思います。ある程度パラレルにして、具体的にこれはどうですか、これはどうですかというふうに考えていくと少しほぐれると思います。

(石井(美)委員) 私が処分権という言葉を使ってしまったことに問題があるようなので、もし使うならば、誰が決定権を持つかという言葉を使っていた方がよいと思います。

(井村会長) それでは、すぐに誰の意見を聴きたいかは思い浮かびませんので、候補がありましたら、ご推薦いただきたい。それからどういう進め方がよいのか、私も全く分からないわけです。こういう進め方をするのがよいのではないかと、それについて、いま石井先生から一つ提案あったわけで、確かにどこから

命が始まるのかという議論は、やっても難しい問題になると思いますから、もう少し現実的に議論していった方が良いでしょう。これからのスケジュールは事務局から、また先生方のご都合を伺って決めていくことにします。それでは、長い時間ありがとうございました。